

場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油
アスファルト等製造業者が当該石油炭税を納付したものとみなして、当該石油
アスファルト等製造業者に）還付する。

2 6 省 略

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）
第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以
外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定によ
り指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特
別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に
含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税
法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規
定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「
航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅
客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地
域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第
九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受
けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場
に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節にお
いて「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込
まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定
にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算し
た金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次
条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一
般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率
により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合に
は、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空
機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する
税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれた
ものとみなす。

3 一般国内航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる
時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機

合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油ア
スファルト等製造業者が当該石油炭税を納付したものとみなして、当該石油ア
スファルト等製造業者に）還付する。

2 6 同 上

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）
第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以
外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定によ
り指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特
別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に
含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税
法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規
定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「
航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅
客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地
域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第
九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受
けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場
に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節にお
いて「沖縄路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込ま
れる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定に
にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した
金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条
第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一
般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率に
より航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合に
は、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空
機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税
率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたも
のとみなす。

3 一般国内航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時
において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機

燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす」。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の八第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5・6 省 略

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成二十一年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成二十一年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課され

料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす」。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の八第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5・6 同 上

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された

た、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成二十一年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成二十一年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、平成二十一年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十一年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 省略

(用語の意義)

、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 同上

(用語の意義)

第九十条の十 省略

2 省略

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に定めるところによる。

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 六 省略

第九十一条の三 削除

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十条の十 同上

2 同上

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法第三条に定めるところによる。

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 六 同上

（日本銀行が社債等を担保として買入れる為替手形に係る印紙税の税率等の特例）

第九十一条の三 平成十二年四月一日以後に作成される印紙税法別表第一第三号に掲げる為替手形（同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通につき、二百円とする。

- 一 当該為替手形の振出人が金融機関その他の金融業を営む者で政令で定めるもの（以下この項において「金融機関等」という。）であること。
 - 二 当該為替手形の振出人である金融機関等が日本銀行に対して当該為替手形の買入れに係る担保として、社債、商業手形その他の財務省令で定めるものを提供していること。
 - 三 当該為替手形の振出人、受取人及び支払人が同一の金融機関等であること。
- 2 前項の規定は、日本銀行により、同項各号に掲げる要件のいずれにも該当する為替手形であることにつき確認を受けて財務省令で定める表示を受けているものに限り、適用する。

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十一条の四 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次項において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた会社法第八十三条第二項の規定による株式の分割及び同法第八十六条第三項の規定による株式無償割当て（以下この項において「株式の分割等」という。）に係る取締役会の決議（同法第十二号に規定する委員会設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第四百六十六条の規定による同法第二条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同法第九十五条第一項の規定による単元株式数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割等の日又は単元株式数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 三 省 略

2 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第二項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の決議に基づき平成十五年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

3 省 略

第八章 雑則

（電子申請等証明書の交付）

第九十七条 税務署長等（税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して税務署長

第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた会社法第八十三条第二項の規定による株式の分割及び同法第八十六条第三項の規定による株式無償割当て（以下この項において「株式の分割等」という。）に係る取締役会の決議（同法第十二号に規定する委員会設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第四百六十六条の規定による同法第二条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同法第九十五条第一項の規定による単元株式数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割等の日又は単元株式数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 三 同 上

2 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第二項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の決議に基づき平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

3 同 上

第八章 雑則

等に対する申請等（同法第二条第六号に規定する申請等をいう。）が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

（事務の区分）

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	<p>第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>
市町村	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八号の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>

（事務の区分）

第九十七条 同上

同上	<p>第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>
同上	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八号の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあっては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を平成十一年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(次項において「居住年」という。)以後六年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあっては、これらの日。以下この項及び次項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年)に限る。以下この項及び次項において「特例適用年」という。)において当該住宅の再取得等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(以下この条において「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 三 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年(同項に規定する特例適用年をい

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあっては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を平成十一年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(次項において「居住年」という。)以後六年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあっては、これらの日。以下この項及び次項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年)に限る。以下第三項までにおいて「特例適用年」という。)において当該住宅の再取得等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(以下この条において「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 三 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する居住者が、特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(

う。)において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年又は同条第三項に規定する特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は同法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等)という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうち、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等(以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。)の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等(以下この項において「特例住宅借入金等」という。)の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。)又は当該増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 省 略

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間(同日(以下この項、次項及び次条において「居住日」という。)の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(次項及び次条において「平成十三年前期」という。))内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月

同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうち、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等(以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。)の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額)について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 同 上

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間(同日(以下この項、次項及び次条において「居住日」という。)の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(次項及び次条において「平成十三年前期」という。))内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月

一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、同法第四十一条の二第二項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」）とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」）とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」）とあるのは「四年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合にお

一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、同法第四十一条の二第二項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には八年内とする。」）とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には九年内とする。」）とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には八年内とする。」）とあるのは「四年内」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合にお

ける同条第十二項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

ける同条第十項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十九年五月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第五十七条第四項の改正規定（「合併」の下に「（法人課税信託に係る信託の併合を含む。」）を、

「を、一分割」の下に「（法人課税信託に係る信託の分割を含む。）」を加える部分及び一株主若しくは社員」を「株主等」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条及び第十六条第一項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十六の改正規定（同号ロ(1)に係る部分を除く。）、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十一条の第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（第二十二項に係る部分に限る。）、同条第八項の改正規定（同項を同条第十一項とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第七項を同条第九項とする部分を除く。）、同条第六項の次に二項を加える改正規定、同法第六十一条の十一第一項の改正規定、同法第六十一条の十二第一項第二号の改正規定、同法第六十二条の二の改正規定、同法第六十二条の七の改正規定（同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に二項を加える部分に限る。）、同法第七十二条の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第二百二条第二項の改正規定（「及び第四款」を「、第四款及び第七款」に改める部分を除く。）及び同法第三百三十二条の二の改正規定並びに附則第三十三条第一項、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第四十七条の規定

ハ 第三条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第四十九条第八項の規定

ニ 第四条中地価税法第三十二条第四項の改正規定及び附則第五十条第二項の規定

ホ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）」を「第二款

削除

第三款

特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第

四十条の十一第四十条の十二）に改める部分、「第二款 内国法人の特定外

国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

」を「第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得

の課税の特例（第六十六条の九の六―第六十六条の九の九）に改める部分及

び「第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の

九十三の二―第六十八条の九十三の五）」を「第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である

連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の

六―第六十八条の九十三の九）に改める部分に限る。」、同法第三十七条の

十第三項第一号の改正規定（「又は出資以外の」を「若しくは出資又は合併法

人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式

又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する

関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の

株式又は出資以外の」に、「されたものに限る」を「されなかつたものを除く

」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「又は出資以外の」を「

若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全

部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のい

ずれか一方の株式又は出資以外の」に改める部分及び「されたものに限る」を

則第七十五条第二項及び第四項、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第一百一条、第九十条、第一百二十四条並びに第二百二十八条の規定

二 次に掲げる規定 平成十九年七月一日

イ 第一条中所得税法第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百三条の改正規定及び同法第二百三条の五の改正規定並びに附則第二十一条の規定

ロ 第十二条中租税特別措置法第四十一条の十五の二第二項第一号の改正規定

三 第三条中相続税法第五十九条の改正規定（同条第一項第一号中「保険会社（保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。）」を「保険会社等」に改める部分を除く。）及び附則第四十九条第七項の規定 平成十九年十月一日

四 次に掲げる規定 平成二十年一月一日

イ 第一条中所得税法第七十四条第九号の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定（「又は出資」を「出資又は匿名組合契約に基づく権利」に改める部分及び「第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等」を「利子等、配当等又は第七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利益の分配」に、「又は配当等」を「配当等又は利益の分配」に改める部分に限る。）、同法第七十八条の二第一項の改正規定（「又は第五号（国内源泉所得）」を「第五号又は第十二号」に改める部分に限る。）、同法第二百十条の改正規定、同法第二百二十五条に二項を加える改正規定、同法第二百二十六条の改正規定、同法第二百二十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十八条の改正規定、同法第二百二十八条の四の改正規定（「（信託に関する計算書）」を「（信託の計算書）」に改める部分を除く。）、同法第二百三十一条第二項及び第三項の改正規定、同法第二百四十二条第六号の改正規定並びに同法第八号の改正規定並びに附則第十八条、第十九条第四項及び第九項、第二十六条第二項、第二十七条並びに第二十九条から第三十一条までの規定

ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第八十四条の五」を「第八十四条の六」に改める部分に限る。）、同法第三条第三項の改正規定、同法第五条の二第四項の改正規定、同法第八条の二第五項の改正規定、同法第八条の五第四項の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十五条の三第二項の改正規定、同法第三項の改正規定、同法第六十八条の七十四第二項及び第三項の改正規定並びに同

法第五章中第八十四条の五を第八十四条の六とし、第八十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第七十四条第五項、第七十八条、第九十七条第三項及び第二百十条第三項の規定

五 次に掲げる規定 平成二十年一月四日

イ 第九条中国税通則法第三十四条の二の次に五条を加える改正規定及び同法第九十七条第一項第二号の改正規定

ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十七条」を「第九十七条・第九十八条」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の二の次に一条を加える改正規定及び同法第八章中第九十七条を第九十八条とし、同条の前に一条を加える改正規定並びに附則第八十六条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日

イ 第一条中所得税法第六十五条の改正規定及び同法第二編第二章第二節中第七款の次に二款を加える改正規定（第八款に係る部分に限る。）並びに附則第十二条及び第十三条の規定

ロ 第二条中法人税法第四十七条第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第二編第一章第一節中第七款の次に二款を加える改正規定（第八款に係る部分に限る。）及び同法第二百二条第二項の改正規定（「及び第四款」を「、第四款及び第七款」に改める部分に限る。）並びに附則第三十五条、第四十三条及び第四十四条の規定

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定

ニ 第十二条中租税特別措置法第十条の二の改正規定、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の四の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「及び第四項」及び「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を削り、「以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項から第十四項までを削る改正規定、同法第十条の五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四

年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定、同法第十二条第一項の改正規定（「供した場合一」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十三条の四第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十四条の七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第十五条第一項の改正規定（「供したとき」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十六条の二第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十七条の三第三項の改正規定（「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建設外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。）、同法第十八条第一項の改正規定（「建設したものの（」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。）、同法第十九条第三項の改正規定、同法第二十条の二第一項の改正規定（「附属設備（」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。）、同法第二十一条第一項の改正規定（「第五項」を「第三項」に改める部分を除く。）、同法第二十二条の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第二十三条の二第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第二十五条第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第二十八条の三第二項の改正規定、同法第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五第一項の改正規定（「又は交換」を「、交換又は所有権移転外リース取引」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四の改正規定（同条第十一項及び第十四項に係る部

分を除く。)、同法第四十二条の五の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第八項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の六(見出しを含む。)(の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「及び第三項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)(」を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「又は第五号」を削り、「政令で定める法人を」を「政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額」を「取得価額」に改める部分を除く。)、同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、同条第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項を同条第七項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、同条第十項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同項を同条第九項とする改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第十三項を削る改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の十(見出しを含む。)(の改正規定(同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十一(見出しを含む。)(の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十二第一項の改正規定

同法第四十三條第一項の改正規定、同法第四十三條の第二項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十三條の第三項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十四條第一項の改正規定（同項の表の第一号に係る部分を除く。）、「同法第四十四條の三第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十四條の四第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十四條の七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、「同法第四十五條第一項の改正規定（「供したとき」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十五條の二第二項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十六條第一項の改正規定（「建設したもの」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十六條の二第二項の改正規定（「建設したもの」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十七條第一項の改正規定、同法第三項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十七條の二第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十八條第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第六十二條第一項の改正規定（「第九十二條」を「第九十二條第一項」に改める部分を除く。）、「同法第六項第二号の改正規定、同法第六十二條の三第一項の改正規

定、同条第八項の改正規定（「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分を除く。）、「同条第十一項第二号の改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定、同法第六十五条の七第十五項第二号の改正規定（「よるもの」の下に「所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。）、「同法第六十七条の四第二項の改正規定、同法第六十八条の九の改正規定（同条第十一項に係る部分及び同条第十四項に係る部分を除く。）、「同法第六十八条の十の改正規定（同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に、「同条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、「同法第六十八条の十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分並びに同条第十一項中「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、「同法第六十八条の十二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「及び第三項」及び「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。）、「同条第二項の改正規定（「又は第五号」を削り、「一、政令で定める連結法人を」を「政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額」を「取得価額」に改める部分を除く。）、「同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、同条第五項の改正規定（「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分を除く。）、「同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同項を同条第九項とする改正規定、同条第十一項の改正規定（「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、「同項を同条第十項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十一項とする改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十二項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第十四

項を削る改正規定、同法第六十八條の十三第一項の改正規定（「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四項の改正規定、同法第六十八條の十四（見出しを含む。）の改正規定（同法第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同法第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分並びに同法第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同法第三十一号の三」を「同法第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の十五（見出しを含む。）の改正規定（同法第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分並びに同法第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同法第三十一号の三」を「同法第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の十六（見出しを含む。）の改正規定（同法第一項の改正規定、同法第六十八條の十七第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の十八第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の十九第一項の改正規定（同項の表の第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八條の二十一第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の二十三第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の二十六第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該再商品化設備等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の二十七第一項の改正規定、同法第六十八條の二十九第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四項の改正規定（「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の三十第一項の改正規定（「附属設備」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、同法

第六十八條の三十一第一項の改正規定（「建設したもの」の下に「（所有権移
転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、「同
条第二項の改正規定、同法第六十八條の三十四第一項の改正規定、同条第三項
の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得し
た当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加える
部分に限る。）、「同法第六十八條の三十五第一項の改正規定（「供した場合」
の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等を
その事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第六
十八條の三十六第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リー
ス取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。
）」を加える部分に限る。）、「同法第六十八條の六十七の改正規定、同法第六
十八條の六十八第一項の改正規定、同条第八項の改正規定（「同条第四項第十
一号から第十六号まで」を「同条第四項第十二号から第十七号まで」に改める
部分を除く。）、「同条第十一項第二号の改正規定、同法第六十八條の六十九第
一項の改正規定、同法第六十八條の七十第一項の改正規定、同法第六十八條の
七十八第十五項第二号の改正規定（「よるもの」の下に「、所有権移転外リー
ス取引によるもの」を加える部分に限る。）及び同法第六十八條の百二第二項
の改正規定並びに附則第六十五條、第六十六條、第六十七條第四項、第六十八
條、第六十九條、第七十條第一項、第八項、第十三項及び第十六項、第七十二
條、第七十四條第三項、第十三項及び第十四項、第八十八條、第八十九條、第
九十條第六項、第九十一條、第九十二條、第九十三條第一項、第十一項、第十
六項及び第十九項、第九十七條第一項及び第七項、第一百四條、第一百十二條、第
百十三條、第一百四條第六項、第一百五條、第一百十六條、第一百七條第一項、
第十一項、第十六項及び第十九項、第二百二十條第一項及び第七項並びに第二百
十六條の規定

七 次に掲げる規定（信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第二条第一項第八号の次に二号を
加える改正規定（第八号の三に係る部分に限る。）、「同条第十一号の改正規定
（「同条第二十八項」を「同条第二十二項」に改める部分を除く。）、「同条第
十五号の改正規定（「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改める部分
を除く。）、「同条第十五号の三の改正規定（「受益証券」を「受益権」に、「
証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改める部分
を除く。）、「同条第十五号の四の次に一号を加える改正規定、同法第五条の改